

保護者殿

インフルエンザによる出席停止について（依頼）

児童・生徒が学校感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により『出席停止』になります。出席停止期間中は『欠席』にはなりませんので医師の指示を守って療養させて下さい。

※ インフルエンザの場合：

医師の診断を受け自宅療養し、発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過し体調が良ければ登校する。

完治し登校する際には下記の『出席停止解除願い』を **保護者で記入し**、学級担任へ提出して下さい。

南城市立佐敷小学校
学 校 長 殿

出席停止解除願い

下記の児童は病気が完治しましたので、出席停止の解除をお願いします。

年 組 氏名

病 名： インフルエンザ（A・B）

医療機関名：

出席停止の期間： 令和 年 月 日～令和 年 月 日

<インフルエンザの場合>

		朝 体温	夜 体温
発症0日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症1日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症2日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症3日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症4日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症5日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症6日目	月 日 ()	、 度	、 度
発症7日目	月 日 ()	、 度	、 度

★発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過し、体調が良くなりましたので登校させます。

「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症した後5日を経過」し、かつ、「解熱した後2日」とは、最低「発症した後5日を経過」するまで出席停止となる。それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがある。（発症後4日目以降に解熱した場合（例4・5）は、出席停止の期間が延期されていく。）

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日 0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後			
		()日	()日	()日	()日	()日	()日	()日	()日	()日	
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	発症後5日目	登可	校能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登可	校能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登可	校能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止				
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登可	校能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登可	校能
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		

(※その後は、解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていく。)

